

## 西条市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、西条市工事検査規程（平成16年西条市制定。以下「検査規程」という。）第16条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公共工事の品質の確保を図るため、公共工事の厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が100万円以上の工事について行う。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条の規定により検査を命ぜられた検査員並びに当該工事を担当する課長（以下「担当課長」という。）、係長相当職及び監督員（以下「担当係長（監督員）」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績採点表（別記様式第1。以下「採点表」という。）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定採点表（別記様式第2。以下「細目別採点表」という。）によるものとする。

4 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第3。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

5 評定に当たっては、別に定める事項を考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員である評定者は検査実施の都度、担当課長及び担当係長（監督員）である評定者は工事完成のときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出等)

第7条 監督員は、検査が実施されるまでに、検査員以外の評定を取りまとめの上、検査員に提出するものとし、検査員はこの評定に自己の評定を加えて評定点の合計を算出するものとする。

2 検査員は、評定を定めたときは、評定表、採点表及び細目別採点表を工事検査復命書及び工事完成検査済証に付するものとする。

(評定結果の通知等)

第8条 市長は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該評定結果を、

速やかに工事成績評定通知書（別記様式第4。）により請負者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。

（評定の修正）

第9条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、当該評定を修正しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による評定の修正について準用する。

（説明請求等）

第10条 前2条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（別記様式第5。以下「説明書」という。）により請負者に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答を行ったときは、第1項の規定により提出された書面及び前項の説明書を速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第11条 前条第2項の回答を受けた請負者で当該回答に不服のあるものは、回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について再説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経た後に、工事成績評定に係る再説明書（別記様式第6。）により請負者に回答するものとする。

3 前条第3項の規定は、前2項の再説明請求及び回答について準用する。

4 工事成績評定評価委員会に関する事項は、別に定める。

（評定結果等の閲覧）

第12条 第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第10条第3項（第11条第3項において準用する場合を含む。）の公表は、閲覧の方法によるものとする。

2 閲覧場所は、西条市役所財務部契約課とする。

3 閲覧期間は工事検査日の属する年度及びその翌年度とし、閲覧時間は市の執務時間とする。

4 評定結果等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付けの閲覧簿に必要事項を記入しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に検査を行う工事の評定から適用する。

附 則（平成21年5月27日）

この要領は、平成21年7月1日から施行し、同日以後に検査を行う工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に検査を行う工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に検査を行う工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に検査を行う工事の評定から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、同日以後に検査を行う工事の評定から適用する。